鹿屋市印鑑条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令　和　8　年　10　月　13　日

鹿屋市長　　郷　原　　拓　男

鹿屋市規則第　90　号

令　和　8　年　9　月　25　日　　決　裁

鹿屋市印鑑条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

鹿屋市印鑑条例の一部を改正する条例（令和７年鹿屋市条例第８号）附則ただし書に規定する施行期日は、令和８年10月13日とする。